## 前回の議論を踏まえた変更点

- 11月24日の食料·農業·農村政策審議会農業共済部会での議論を踏まえて、改定後の共済掛金が適用される3年間の共済金の支払いに支障が生じないように、以下のとおり、緩和した引下げ幅を設ける等の配慮を行う。
- これにより、確実な共済金の支払いを確保するとともに、 共済掛金負担が急激に上昇しないようにすることが可能。

## 共済団体分の共済掛金の引下げ措置

## 11/24審議会資料

積立金の水準	引下げ幅
法定水準の	1 / 2
2倍以上	カット
法定水準の	1 / 3
<u>1</u> ~2倍	カット
法定水準の	カットは
<u>1未満</u>	行わない

## 変更(案)

積立金の水準	引下げ幅
法定水準の	1 / 2
2倍以上	カット
法定水準の	1 / 3
<u>1.5</u> ~2倍	カット
<u>法定水準の</u>	<u>1 / 5</u>
1.25~1.5倍	カット
法定水準の	カットは
1.25倍未満	行わない

上記のほか、法定水準を割り込んでいる場合は、安全率を付加する。